

## 第48号議案

### 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 概要

令和5年度第2回東京都地域保健事業連絡協議会（五者協）において、令和6年度医師会関連事業（公衆衛生関係）の委託契約等が承認され、これにより医師の出務時の費用弁償（雇い上げ単価）（以下「出務費用」という。）が改定された。

品川区において出務費用は、非常勤職員の日額報酬にあたるため、区条例の中で日額報酬の上限額として定められている。

よって、上記改定に合わせ、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直す。

#### 2 改正内容

報酬の上限額を、以下のとおり改正する。

【日 額】（改正前）	27,800円
（改正後）	28,200円
【月 額】（改正前）	583,800円
（改正後）	592,200円
【時間額】（改正前）	9,266円
（改正後）	9,400円

#### 3 施行日

公布の日（令和6年4月1日より適用する）

○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				現行			
○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年12月26日条例第29号				○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年12月26日条例第29号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	勤務態様	支給単位	額		勤務態様	支給単位	額
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	28,200円	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	27,800円
	日または時間を単位としない勤務	月	592,200円		日または時間を単位としない勤務	月	583,800円
	時間を単位とする勤務	時間	9,400円			時間を単位とする勤務	時間
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月	592,200円	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月	583,800円
<p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。</p>							